

## IV 法科大学院発足に向けた準備——体験講義の実施

### 体験講義の思い出

橋本陽子\*

2000年11月24日、25日に行われた「体験講義・法科大学院」では、その年の4月に採用されたばかりの私も講義をさせていただきました。当時、立法化されたばかりの会社分割制度という、商法、租税法および労働法という分野を横断するテーマが体験講義で取り上げられたからではありますが、新人の私に貴重な機会を与えていただき、当時の法学研究科長の戸松先生をはじめとする学習院の先生方の英断に感謝いたしております。新人に機会を与え、育成するという柔軟で暖かい方針は、今も変わらず、学習院法科大学院・法学部のとても良いところだと思います。

その後、早くも9年が経過し、2004年4月に発足した法科大学院も、6年目を迎えました。当時、体験講義で授業を担当した教員9名のうち、現在、学習院に在籍しているのは、紙谷先生、実務家の渡部先生、政治学科の福元先生および私の4名で、他の先生方は、定年をお迎えになられたか、他大学へ異動されました。あつという間の9年間でしたが、その間の変化が決して小さくなかったことに気がつきます。

当時、法科大学院構想が明らかになってから、全国の大学が、法科大学院を設置する意思を示すために、続々と、法曹養成をテーマとするシンポジウムを行っていたのですが、学習院では、通常のシンポジウムではなく、学習院の独自性をより強く打ち出すために、体験講義を行うことになりました。会社分割制度は、先端的・応用的なテーマであり、実務家養成を目的とする法科大学院の教育内容を示すために最適なテーマだったと思います。また、ちょうど、金子宏先生（租税法）と前田庸先生（商法）という、両大家のご尽力を得られるテーマでもありました。両先生の講義を深める形で、実務家教員（当時、法学部特別客員教授）の渡部晃先生、そして、当時、中堅として、ばりばり学部を引っ張っていらっしゃった神作裕之先生（商法、現東京大学）と松下淳一先生（民事訴訟法、現東京大学）が、演習を行いました。

体験講義には学生たちを出席させることになったので、ゼミ生から選ばれた約20名の学生を集めて、何度か準備を行いました。私も、渡部先生、神作先生、松下先生とご一緒させていただき、準備のための授業を行いました。

\* 2000年より学習院大学法学部法学科助教授、2006年より同教授。労働法担当。

た。このように準備を入念に行ったにもかかわらず、当日、学生たちの中にはあまり熱心に聞いていなかった者もいた、という評価もありましたが、やはり授業の内容が難しかったのだろう、と思います。その中でも、今回、回顧録を執筆して下さった杉原さんは、非常に積極的に参加された学生の1人で、私もよく覚えています。体験講義という特別のイベントがあったからではなく、学習院では、日常的に、学部、法科大学院を問わず、熱意のある学生について、教員たちは、ゼミだけではなく、講義を通じて、よく把握しており、そのような学生は、日常的にしばしば話題にのぼります。これは、大規模校では考えられないことであり、少人数教育の実現している学習院ならではの特色でしょう。

体験講義では、会社分割制度をテーマとした授業のほか、紙谷先生のインターネットを活用した法情報調査、高木先生（行政法、現京都大学）と福元先生が、ごみ問題をテーマに、法学と政治学の双方から検討を行うという授業が行われ、学習院が法科大学院の教育に必要な意欲と能力を持っていることを十分に示すことができたのではないかと思います。

本来、体験講義は、全部で3回開催し、全教員が授業を行う予定でした。諸般の事情により、結局、1回で終わってしまいましたが、これは、法科大学院の設置が現実のものとなり、準備に忙殺されるようになったため、仕方がなかったように思います。ただ、やはり少々残念にも思います。というのも、体験講義は、法科大学院の設置がどうなるかわからない状況において（当時は、一部有力校に設置を限定するという方針もささやかれていました）、教員全員が結束して、積極的に学習院をアピールした、という点で、非常に意義深かったと思うからです。法科大学院の設置に向けた意欲を示すため各大学がシンポジウムを行っていたとはいえ、実際には、それらの大学で、全教員が一致して法科大学院に積極的だったとはいえません。教員の負担増を懸念して、むしろ一般には消極的だったというべきでしょう。このような中で、学習院では、全教員が参加して（授業を担当しなかった先生方は、当日の運営全般を担われました）、イベントを成功させたということで、この熱意は各大学で評判になったようです。

現在、開校から6年目を迎え、法科大学院の運営や授業が必ずしも理想どおりではなく、とくに教員が多忙になり、研究時間が減ったとよく言われています。これは、事実だとは思いますが、だからこそ、不満をため込む前に、教員同士がより多くのコミュニケーションをとることが必要になっているように思います。先生方とは、学部、法科大学院の日々の運営における様々な事務作業で協働しているわけですが、先生方が、各々の専門分野の最先端で活躍されていることは出版社の広告、雑誌の見出しや官公庁の委員名などが

ら知る機会はあるながら、実際に何を研究されているのか、その内容まで知る機会がないのが実情です。このような日々の中で、体験講義を振り返ると、体験講義は、最先端の研究報告ではなく、あくまで公開授業ではありましたが、アカデミックな共同作業であったことには間違いがなく、日々の事務作業では得られない有意義なコミュニケーションが実現できたように思います。再び、同様の機会があればいいなあ、と期待する気持ちもあります。もっとも、このような提案を私自身が率先して主張する勇気はなく、法実務研究会にもまだ参加したことのない私にその資格はないかもしれません。私自身の反省も込めて、体験講義の貴重な経験を今後も活かす方法を模索していければ、と思います。

